

女性活躍推進法に基づく情報公表(2025 事業年度)

○男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	94.5%
正社員	88.6%
パート・有期社員	111.5%

対象期間：2025事業年度（2025年4月から2026年3月まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正社員：当法人就業規則に規定された常勤職員

パート・有期社員：当法人就業規則に規定された嘱託職員及び非常勤職員

*当法人ではグループホーム事業などにおいて非常勤職員の雇用が多数であるため、雇用人数ではなく、常勤換算した人数により平均年間賃金を算出しました。

○管理職に占める女性労働者の割合

45.8%

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の項目

○労働者に占める女性労働者の割合

70.0%

「職業生活と家庭生活との両立」の項目

○有給休暇取得率

88.3%

育児・介護休業法に基づく情報公表（2025 事業年度）

○男性の育児休業等の取得割合

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}} = \frac{0}{0}$$